他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）

に

改める。

様式第五の11の第1表中

他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）

を

他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）

に

改める。

別表第1の第1表中

旅費
その他諸費

を

出張、転勤等により支給する車船賃、宿泊費、日当等を整理する。
寄付金、雑費、雑損を整理する。

に

旅費
寄付金
団体費
その他諸費

を

出張、転勤等により支給する車船賃、宿泊費、日当等を整理する。
諸会費及び事業団体費等を整理する。
上記以外の諸費を整理する。

に

改める。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第三条　一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「他社購入電源費（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に要する費用の総額から当該調達により事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少することによつて事業者が支出することを免れる費用の額を差し引いた額（以下「太陽光発電促進付加金相当額」という。）を除く。）」を「他社購入電源費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第八条第一項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）を除く。）」に改め、同条第二項第八号中「太陽光発電促進付加金相当額」を「再エネ特措法交付金相当額」に改める。

第十五条の五第一項第一号、第二十条第二項、第二十一条第一項第二号、第二十九条の三及び第二十九条の四第二項中「太陽光発電促進付加金相当額」を「再エネ特措法交付金相当額」に改める。

様式第1の第1表中

諸費	
	＜　＞ ＜　＞

を

に、

他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）	（　）

を

他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	（　）
	＜　＞

に

改め、同表の記載注意四号中「太陽光発電促進付加金相当額」を「再エネ特措法交付金相当額」に改め、同号を同記載注意第五号とし、同記載注意中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

様式第七中

他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用及び太陽光発電促進付加金相当額を除く。）

を

他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）

に

改める。

様式第七の11中

他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）

を

他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）

に

改める。

（卸供給料金算定規則の一部改正）

第四条　卸供給料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百七号）の一部を次のように改正する。

様式第一の第一表中

諸費	

を

諸費	
	＜　＞ ＜　＞

に

改め、同表の記載注意中第一号及び第三号を一号づつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2　諸費の上段＜　＞内には寄付金に係る費用を、下段＜　＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。